

第6回 国勢調査の実施に関する有識者懇談会議事概要

- 1 日時 平成18年6月26日(月)14時00分から16時10分
- 2 場所 総務省第2庁舎 特別会議室
- 3 出席者
構成員：竹内啓座長、阿藤誠委員、飯島英胤委員、城本勝委員、須々木亘平委員、萩原雅之委員、堀部政男委員、和田理都子委員
オブザーバ：関野昌宏(沼津市市民相談センター所長)、園田健次(全国市長会行政部長)
総務省：上川陽子総務大臣政務官、衛藤英達統計局長、高橋正樹統計調査部長、田口和也総務課長、飯島信也調査企画課長、高見朗経済基本構造統計課長、亀田意統国勢統計課長
- 4 議題
 - (1) 「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」報告について
 - (2) その他
- 5 配付資料
「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」報告(素案)
(参考1) 国連勧告における「2010年ラウンド人口・住宅センサスの調査方法」について
(参考2) 人口センサスに関する国際動向について
(参考3) 平成17年国勢調査に関する世帯アンケート結果
- 6 議事の概要
 - (1) 開会に当たり、上川総務大臣政務官から、挨拶があった。
 - (2) 事務局から、「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」報告(素案)及び国連勧告における「2010年ラウンド人口・住宅センサスの調査方法」等について、資料に基づき説明が行われ、その後、検討が行われた。
各委員からの主な意見等は以下のとおり。
調査の意義からすると、国内の過去のトレンドの把握や国内の比較だけでなく、国際比較という面からも整合性がとれていなければならないということも重要。

世帯を対象とする標本調査の母集団フレームがあつてこそ、初めて標本調査の正確な実施やその結果の推計が可能となるなど、国勢調査があることで、調査体系全体として効率的になっているという点を丁寧に説明すべきと思う。

行政情報の活用は統計調査を効率的に実施するという観点から重要。行政情報を十分に活用したとしても、なお実地調査が必要であるという点を明確にする必要がある。

その一方で、行政情報の個人に係る情報を国が勝手に利用しているのではという人もいるので、その懸念をクリアするようなメッセージを盛り込むことが重要。

統計作成のために行政情報を利用することと行政施策のために個人データを利用することとは、全く意味が違うという点について理解を求めていくことが大事である。

「原則として世帯に直接調査票を配布」とあるが、世帯と会うことを原則とすると、調査員数を減らすのが困難な地域もある。また、「直接」という表現と「訪問回数」という表現が相まって、調査員に更に負担を強いるような印象を与えるので、「直接調査票を配布することが困難な場合は郵便受けに配布」といった表現が適当ではないか。

調査方法の見直しは、円滑な調査の実施を可能とすることを念頭に置いているが、これに伴い、世帯の申告義務の発生や履行などの義務に係る法律上の整理をしておくことが必要。

調査票の回収について、「自治体によって従来の方法を原則とすることも考慮する」とあるが、郵送以外の方法が原則であると誤解を招きかねないので、「採用することも考慮する」という表現とした方が適当ではないか。

平成17年国勢調査の実施状況を踏まえ、国民にいかに受け入れられるかということが検討の出発点なので、この報告書では、何が変わったのかを国民に分かりやすくアピールする必要がある。

調査困難が見込まれる地域では「調査員の重点配置などの対策を講ずる」とあるが、調査員の重点配置だけではなく、状況に応じて措置をとることにより解決する場合もあるので、もっと広範な対策を講じられるような表現に改めた方がよい。

- (3) 本日の意見を踏まえ、更に意見がある場合には、各委員・オブザーバが意見を事務局に提出することとされた。また、次回懇談会において更に議論し、報告書をとりまとめることとされた。なお、次回は平成18年7月24日(月)10時より開催予定。